

# いじめ防止基本方針

## 南砺市立利賀学舎 いじめ防止基本方針

令和6年7月23日

### I いじめ防止のための基本的な考え方

#### 1 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に深刻な影響を与えるだけでなく、被害児童生徒の生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。また、いじめは、いつでも、どの児童生徒にも起こり得る、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなり得るということを念頭に置かなければならない。

本校では、すべての児童生徒がいじめを行わず、他の児童生徒に対して行われるいじめを知りながら放置することがないように、「いじめが心身に及ぼす影響」等について啓発活動を行うとともに、いじめ防止のために必要なあらゆる対策を講じるものとする。

#### 2 学校及び教職員の役割・責務

学校は、学校の内外を問わずいじめが行われることなく、すべての児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめ防止のための対策を講じるものとする。また、全教職員は、共通理解のもとにいじめの「未然防止」、「早期発見・早期対応」、「再発防止」等に努めるものとする。特に早期発見については、児童生徒の小さな変化を見逃さない観察力を養い、いじめの兆候を看過しないものとする。

### II いじめ防止対策の基本事項

#### 1 校内組織の整備

校長、前期後期教頭、前期後期教務主任、生徒指導主事、保健主事、養護教諭で「いじめ防止対策推進委員会」を構成する。「いじめ防止対策委員会」と「担任部会」では、定期的にいじめを含めた生徒指導に関する情報交換を行う。

※必要に応じて、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教職員、その他関係機関や関係諸団体の代表者等を追加し、方針・対応等について協議する。

#### 2 「未然防止」のための取組

以下の点について、全校体制で取り組むものとする。

(1) 道徳教育及び体験活動等の充実

(2) 授業の改善

① 「分かる授業」づくり

- ・児童生徒一人一人の実態に応じた課題提示や学習課題を工夫する。
- ・見通しをもって取り組める学習展開（考える時間、書く時間の保証など）を工夫する。
- ・終末時の学習のまとめを確実に行う。

② 学習規律の確立

- ・授業の始めと終わりの挨拶を大きな声で行うよう指導する。
- ・発表の仕方、聞き方等のルールを確立する。

(3) 自己有用感が実感できる場の設定

① 思いやりの心を育む教育

- ・全教育活動を通じて「他を思いやり、自他のよさを認め、尊重できる心」を育む。
- ・いじめに関する正確な知識を伝え、それを基に正しく判断し、行動できる児童生徒を育てる。

② 様々な体験を通じた温かい集団づくり

- ・学年活動等を通して「自分を理解し、表現する」「他を受け入れて信頼関係を築く」という人間関係力、コミュニケーション能力等の社会的スキルを身に付ける取組を行う。
- ・児童生徒会を中心とした自主的活動、ボランティア活動を推進し、互いの人間関係や生活体験が豊かなものになるような取組を行う。

#### (4) いじめを許さない・見逃さない雰囲気づくり

- ① 規範意識の徹底
  - ・学校や社会における決まりやルールを守ることの大切さや意義を繰り返し指導し、規範意識の育成と道徳性、社会性の伸長を図る。
- ② 自浄作用が機能する集団づくり
  - ・学年活動や児童生徒会活動を通して「いじめを許さない学校づくり」を推進する。
- ③ 校内研修による教職員の意識啓発
  - ・いじめ防止に関する研修会を通して、教職員の意識を高め、対応力を付ける。

### 3 「早期発見」のための取組

以下の点について、全校体制で取り組むものとする。

- (1) 児童生徒理解
  - ・普段から児童生徒とのかかわりを深め、児童生徒の交友関係を把握する。
  - ・児童生徒一人一人の表情や言動の変化を敏感に察知し、全教職員で情報を共有する。
- (2) 相談機能の充実
  - ① アンケート調査
    - ・各学期に1回ずつ児童生徒を対象とした「いじめアンケート調査」を実施し、結果をまとめて生徒指導主事に報告する。 ※必要な場合、随時アンケート調査を行う。
  - ② 教育相談
    - ・各学期に1回ずつチーム担任による定期教育相談を実施し、結果をまとめて生徒指導主事に報告する。
    - ※必要な場合、随時相談を行う。
  - ③ スクールカウンセラーの活用
    - ・年に3回程度スクールカウンセラーと生徒（7～9年）との個人面談の機会を設ける。
- (3) 家庭との連携
  - ・家庭訪問や電話連絡等で学校や家庭での様子について随時情報を交換し、家庭との連携を密にする。
  - ・年に3回（6月、11月、2月）保護者を対象としたいじめアンケート調査を実施する。
  - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの希望面談や外部機関主催の相談会等の情報をこまめに提供する。

### 4 「早期対応・早期解決」のための取組

以下の点について、全校体制で取り組むものとする。

- (1) 実態把握
  - ・当該児童生徒（被害者・加害者）及び通報者・目撃者への聞き取り調査等を基に、事案の全体像を把握し、速やかに管理職へ概要を報告する。
- (2) 方針決定・対応
  - ・「いじめ防止対策推進委員会」を開き、事実関係の確認、対応のポイント、指導・援助の役割分担等を共通理解し、速やかに各担当で対応に当たる。経過について逐一報告する。
  - ・南砺市教育委員会に事案の概要及び学校の対応について報告し、助言・指示を受ける。

### (3) 指導・支援

#### ① 対被害者

- ・事案について状況や心情を十分に聴き取り、共感的に受け止めることで、心理的不安を軽減できるよう配慮する。本人や保護者から別室での学習の希望があれば、必要な措置を講ずる。
- ・いじめと確認された場合、加害者の謝罪と和解の場を設定し、事案の収束を図る。  
※常に被害者の立場に立った対応や支援を心がける。

#### ② 対加害者

- ・事案について事実関係や事に及んだ経緯、動機等を明らかにした上で、「いじめは許されないこと」という基本を再確認させ、反省を促す。
- ・被害者への謝罪と和解の場を設定し、事案の収束を図る。

#### ③ 対保護者

- ・当該児童生徒（被害者・加害者）の家庭を訪問し、事案の概要及び学校の対応について保護者と顔を合わせて話し、理解と協力を得る。  
※学校の対応について、こまめに連絡することを意識し、特に調査・対応等に進展があった場合は速やかに報告する。

#### ④ 対児童生徒（当該児童生徒を除く）

- ・「いじめは許されないこと」という基本を再確認するとともに、事案発生による集団の動揺を抑えるよう配慮する。

#### ⑤ 留意事項

- ・事案が収束したように見える場合も、継続して当該児童生徒の様子を把握する。

### (4) ネット上のいじめへの対応

- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、当該児童生徒に指導するとともに、その保護者に連絡し、適切な対応を求める。
- ・児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察に相談し、連携した対応をとる。

## 5 「再発防止」のための取組

以下の点について、全校体制で取り組むものとする。

### (1) 継続支援

- ・当該児童生徒（被害者・加害者）の様子（表情や言動、対人関係等）をきめ細かく観察し、小さな変化を見逃さず、必要な措置を講じる。
- ・家庭や外部相談機関等との連携を一層充実させ、緊密な関係の構築に努める。

## 6 重大事態への対応

被害児童生徒の生命・身体または財産に深刻な被害が生じた疑いがある場合、被害児童生徒が相当の期間にわたる欠席が余儀なくされている疑いがある場合、多人数によるいじめが相当期間継続している疑いがある場合は、以下の対応を行う。

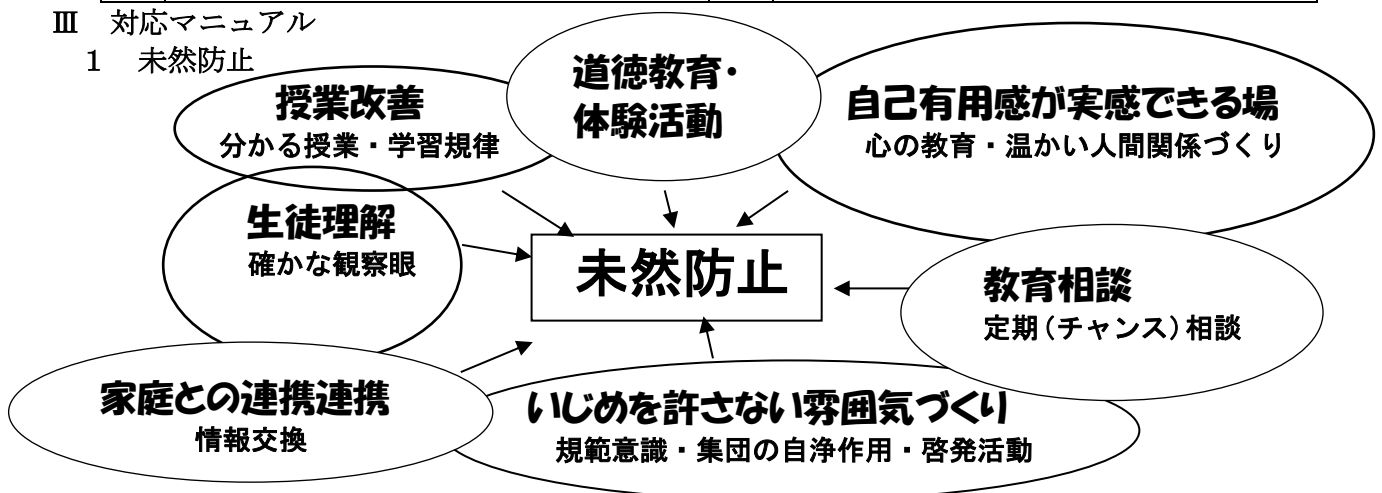
- ・速やかに南砺市教育委員会に事案発生を報告し、必要に応じて専門機関や警察等の関係機関への通報を行い、支援を要請する。
- ・南砺市教育委員会と協議の上、当該事案に対処するための組織を設置し、事実関係を明らかにするための調査を実施する。
- ・調査結果については、被害児童生徒・保護者に対し、事実関係等必要な情報を適切に提供する。

## 7 年間計画

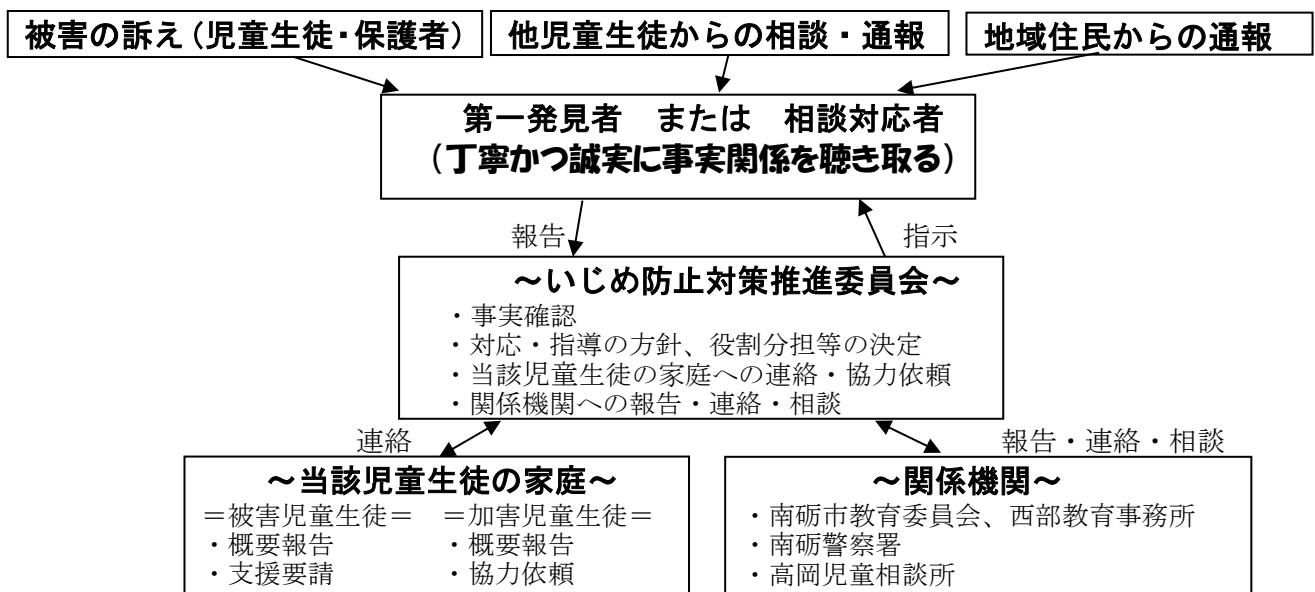
月	内容	月	内容
4	いじめに関する校内研修	10	スクールカウンセラーとの面談（8年）
5	教育相談事前アンケート（いじめ調査） 担任等との教育相談 スクールカウンセラーとの面談（7年）	11	教育相談事前アンケート（いじめ調査） 担任等との教育相談 保護者へのいじめ調査 ネット使用のルール等の指導 スクールカウンセラーとの面談（9年）
6	Q-U調査、保護者へのいじめ調査 スクールカウンセラーとの面談（8年）	12	人権週間
7	ネット使用のルール等の指導 スクールカウンセラーとの面談（9年）	1	スクールカウンセラーとの面談（7年）
8		2	スクールカウンセラーとの面談（8年） 教育相談事前アンケート（いじめ調査） 担任等との教育相談 保護者へのいじめ調査
9	スクールカウンセラーとの面談（7年）	3	スクールカウンセラーとの面談（9年） 基本方針の見直し

### III 対応マニュアル

#### 1 未然防止



#### 2 早期発見・早期対応 ～いじめ防止対策委員会の役割～



令和6年7月22日 見直しによる改定